

パネルディスカッション

司会（井岡議員）；

パネルディスカッションの出演者を紹介させていただきます。会場から向かって左の席から講演いただきました法政大学法学部教授 法学部長 廣瀬克哉様です。三重県議会からは前議長三谷哲央様にご出演をお願いしておりましたところ、本日は急遽国の地域主権戦略会議が開催されそちらにご出席されることになりましたので、同じく三重県議会議員中嶋年規様にご出演をお願いいたしました。中嶋年規様です。次に天理市議会議員の荻原文明様でございます。次に平群町議会議長の下中一郎様でございます。そして、奈良県議会の上田悟です。なお、これから廣瀬先生に進行お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

廣瀬教授；

進行を担当させていただきます。

本日壇上にお集まりいただいた方は、すべて既に議会基本条例が制定され、それに基づいて議会の活性化・活動のいろいろな展開に取り組んでいらっしゃる議会からということになりますが、それぞれの議会改革のこれまでの歩み、特にどういうことを重点的にお考えになっているのか、どういう立場で議会改革に取り組まれてきたか、いいことではあるのですがいろいろな議論になりますし、個別的には提案に対して反対も出てくるのが議会改革の実際のところであります。どんな点に苦労されながらここまで歩んでこられたか、どういう改革に取り組んでこられたかについて、それぞれご紹介いただきたいと思います。

最初に、ご発言をお願いしたいのは三重県議会の中嶋議員です。

三重県議会は全国の都道府県議会のトップをきって、そのみならず全国でも2番目か3番目に、先ほど紹介しました栗山町議会に続いて同じ年の12月に議会改革基本条例を制定されて、特に都道府県議会改革のトップランナーの議会です。

中嶋議員；

三重県議会の中嶋年規でございます。

三重県では議会改革推進会議という全議員参加の会議がございまして、これは議会基本条例で設置を規定しております。その会長の三谷哲央議員がおじゃまさせていただく予定でしたが、本日は地域主権戦略会議というのがございまして、私はピンチヒッターということで役者不足ですが来させていただきました。

三重県の議会改革は資料の冒頭にもありますように、平成7年頃からその取組が

はじまりました。平成7年は何があった年かといいますと、北川正恭さんが知事になって三重県庁の改革がどっと進んだ時でございまして、その時私は県の職員をしておりました。事務事業評価システム、後に政策評価システムという今までの予算作ってやるだけの行政から、自ら評価をして、そしてプラン・ドゥ・シーを回して、より良い政策をやっていこうとする行政の仕組みを作る立場に職員としておりました。実は当時の北川知事は行政だけで物事は進まない、行政だけでなく議会の改革も同時に進めてもらわないといけないと思っていましたし、当時の議会の先生方もこのままだと北川正恭の勢いに負けてしまう、議会の存在意義がなくなるという危機感を持たれて議会改革していこうじゃないか、そういう中で、私も職員として知事の命を受けて議会改革のお手伝いを職員の頃からさせていただいていました。その後、北川知事が退陣された年に、私は統一地方選挙で議員にならせていただいて、今、3期目を務めさせていただいています。今日この場に座らせていただいて、議会基本条例制定後の成果や苦労について、お話させていただきます。

特に私がポイントとしてお話いたしますのは、資料の中で「開かれた議会運営」の(1)毎月1回の議長定例記者会見、これを始めたというのは大変大きな効果がございました。先ほど議会報告会だとか住民の皆さんとの意見交換をするには、まずは、住民の皆さんが県議会に興味を持ってもらう必要があります、そのためにはマスコミを利用する、言い方は悪いですが、マスコミの皆さんのお力を借りる、ということは非常に大事なことでございます。そういう意味で県政記者クラブと共同で議長の定例会見というものを始めたところ、かなりマスコミへの露出度も上がりましたし、実際に住民の皆さんからも三重県議会の改革だとか、今議論している内容についての理解について大きく進んだ、これは非常に大きな試みで、是非恒久化していきたいということで、今般、議会基本条例の見直しをしているのですけれども、その中でなんとか盛り込めないかという議論をさせていただいています。その分議長は非常に大変でマスコミの皆さんからのかなり厳しい辛辣な質問に、その場で手際よくお答えいただく、時にはその場で答えた内容について議会の中で「議長おかしいやないか」と攻められる場面もありますけれども、私はこれは非常に大きな成果の一つだと思っております。

3ページにある独自の政策提言と政策立案の強化というところで、先ほどの廣瀬先生のお話で、政策提起型議会は行政から出されたものを淡々とそれこそ非公式の場で根回しをされた中で議決していくのではなくて、議会としてもここはおかしい、こうするべきではないか、ということをどんどん提案していけるような仕組みづくり、これが非常に議会基本条例の中で、私は重要な成果を出していると自負しているところです。調査機関と言いうことで、議会基本条例第13条で有識者の方、時

には議員も交えた形で、いろいろな県政に関わるることについて調査をしようというのがございまして、これまで財政問題のことであるとか、現在、廣瀬先生にもメンバーになっていただいております議員報酬や政務調査費の在り方、調査会という調査機関を、現在進行形でございますけれども設置し、いろいろ議会としての考え方をまとめていこうとしています。あと議会基本条例の第14条に基づく検討会ということで、これは主に議員が中心になってさまざまな政策課題について論議するという会議を作っております。これまで福祉医療費助成制度の見直しについていろいろな議論をしてまいりまして、例えば小学校卒業まで医療費無料にしたらどうかとの提言を申し上げてまいりましたところ、本年度からそれが実現できたという成果もございます。財政の健全化という点においては、公共の建物をどうやってマネジメントするのか、評価シートを導入することもこの検討会で提案し実現しております。議員提出の議案、議員が提案した条例のですね、作った当時の思いが生きているのか、反映されているのか、時代遅れになってないのか、ということで議員自らが提案した条例の再検討を今行っております。

それと4ページ、Ⅲ「附属機関の設置」、これは議会基本条例第12条の、議会に諮問会議を置くものです。もともと議会というものは、我々自身が住民の代表として議論をして意思決定をする場ではありますが、専門的な部分は外部の力もいただいて外部の諮問を受けて我々自身が合議をして決めようという仕組みも必要だということで、総務省からはずいぶん反対をされたと聞いておりますが、当時の議会事務局の粘り腰もありまして、この附属機関というのを設置しました。この三重県議会の改革が思いのとおりに進んでいるのかということを検証する議会改革諮問会議を設置しまして、これにも廣瀬先生には委員のメンバーとして入っていただいております。平成23年1月に最終答申をいただきました。その中でさらなる改革のいろいろな宿題というかご提案をいただきまして、今それに基づいて様々な広範なテーマについてさらなる改革を進めているところでございます。

ここまではペーパーに書かれたことなのですが、苦労話となりますと、議会改革を始めた当時はこの議会でもあることと思いますが、古参の議員の先生方が今まででいいじゃないか、何を変える必要があるのかということになかなか協力いただけないという苦労があろうかとは思いますが、私どもの議会は逆に期数の長い先生がリーダーシップをとっていただいて、進めていただいたという点においては、良かったのです。逆にそれが中間的な議員の層の反発を買うという中で、議会の中をまとめていく、知事と対峙するには議会の中がばらばらだったらパワー不足なのですね。議会を取りまとめていくというリーダーシップを誰がとるのかということが大きな課題になっております。三重県議会の場合は幸いにして、改革が始まった

スタート時期には強いリーダーシップをもった先輩がおられました、その先輩が引退された後、三重県議会の改革は誰がリーダーになってやっていくのだというリーダー不足感に今悩んでいるところです。それと、新しく入ってこられた議員の皆さんが「議会改革をして何になるの、僕ら議員になる前には分からなかったよ。」と、よく言われます。廣瀬先生のお話にあったように、結局、成果というのは、執行部をどれだけ動かすか、執行部が何をするか、ということでしか成果を出せないというもどかしさ、足がかゆくても靴の上からしかかけないような歯がゆさがございいます。

また、もう一つ、我々都道府県議会というのは中2階の存在、市町村議会の先生方と違ってどうしても住民の皆さんから見ると距離感があって、議会改革だといってもなかなかそれが伝わりにくい。こういったことが大きな苦労かなと思っています。

廣瀬教授；

ありがとうございました。三重県議会は都道府県議会の中でも先頭をきって改革を進められた、そこでいろいろな苦労があったということと、先にはじめて4年に1回必ずメンバーが替わるので新しく議員になられた方にその改革の精神をどのように伝えていくかが次の段階では大きな課題になってくることを教えていただいたと思います。リーダー不足ということですが、次のリーダー候補に来ていただいていると思っていますので、それはあたらなないかもしれないと思いました。

さて、次に奈良県内の市議会として最初に議会基本条例を制定されたのは天理市議会でした。荻原議員に来ていただいておりますが、現在議会改革推進委員会の委員長を担当されております。既に2巡、議会報告会をされるなど議会基本条例に基づいた議会活動が展開されているところです。では、荻原さん、よろしく願います。

荻原議員；

天理市議会の荻原文明と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元にこの間の経過について、箇条書きではありますが文書を配布させてもらっています。その1ページ目にありますように私達の議会改革は定数問題から出発しました。実は定数削減と政務調査費の削減です。それから、議員報酬の削減を区長連合会から要望書という形で申し入れを受けました。議員はその当時5年前に申し入れという形で申し入れを受け付けたのですが、当時の議員がそのことをしっかりと受け止める必要があるのでは、ということで議論をしてきました。平成19年に

定数問題等の検討委員会を9名で立ち上げました。その当時定数は20名でした。去年の4月に統一地方選挙で定数18名に削減して実施したわけです。ただ、区長連合会から定数や政務調査費、議員報酬の削減を申し入れられまして、定数問題を議論したわけですが、ただ定数をどうするか、数字をさわるだけではだめなのではないかということになったわけです。当時の議会では定数の現状維持、定数の2名削減、それから定数4名削減すると議論が分かれたわけです。そういう議論をしていく過程で、ただ単に現在の20名をどうするかだけではなく、なぜその定数削減という意見あるいは報酬の削減という意見が出てくるのかというその背景がなんなのかというところから議論を行ってきました。区長連合会の申し入れでは定数削減等の理由に最近の地方財政のたいへん厳しい状況がある経費削減のためには定数や報酬の削減が必要だというそういう根拠になっているのです。ということは、経費の削減の理由に定数の削減をしなければならないということであれば、極論を言えば、市町村政を行っていく上で、議員は必要ではない、ということにつながりかねないと思います。

そういう危機意識を私達は持ったわけです。定数を2名削減すれば次にはもっと削減しろという意見は必ず出てきます。実際、昨年行われた議会報告会でも定数18名だが、定数16名にしろという意見は出ました。その行き着く先は、結局は議員定数は3名でもいいのかという議論になってしまいます。つまりは、地方議会、あえて言えば天理市議会が、私達が議会に相応しい役割を果たしてこなかったと住民の皆さんは見ている。住民がそういう議員や議会に対して不満やあるいは不信を持ったことが、定数削減や議員報酬の削減意見が出された背景にあるのではないかということになったわけです。

このことは一般選挙の投票率の低下にも表れています。天理市は昭和29年に市町村合併をして、昭和30年に第1回目の一般選挙を行いました。その時は86.8%の投票率でした。3回目の時には89%までいきました。しかし、昨年の選挙では54.92%と長期的にずっと減少傾向にあります。1回だけ増えたのは投票時間が午後8時まで延長された時です。それ以外はすべて投票率は低下しています。つまり、2人に1人しか投票していません。これでは議会の民意の代表性が問われかねないと言えます。市議会はこれまで議会運営について改善をなにもしなかったわけではありません。93年には常任委員会の公開を行いました。97年には市議会便りを発行し、2006年には議会のホームページを開設しました。また、2008年には本会議のインターネット中継を行いました、この間、会派制度の導入や委員会視察の改善をし、開かれた議会、議会運営の改善に取り組んでまいりました。それでも出された意見では「議会が何をしているのか見えない、執行機関のただ単なる追

認機関ではないか」ということが議会報告会でもなされて、挙句の果て議会報告会では議員には何も期待しない、何も言うことはないという意見まで出るようになりました。議会報告会は昨年で3回目になるのですが、4年前の第1回議会報告会の会場でそういう意見が出されてかなりショックを受けたのですが、住民からその評価を受けて、当時20名の議員が真剣に向き合う必要があると議論してまいりました。議会改革の手法についてもさまざまな意見がありました。しかし、こういうふうに住民は議会を見ているという議論を徹底して行った結果、議員が一致してまいりました。この出発点があったからこそ、今日まで議会改革を進めてきたその原動力になっているのだと思うのです。

今、実際に議会基本条例をつくって運営をしているのですが、この議会改革そのものを行うにあたって一番重視したのが住民との対話です。定数問題の検討委員会を立ち上げてすぐ、第1回、第2回、第3回と市民と語る集いを開催しました。これは大学の先生あるいは議長会の事務局の方も講師に呼んで、議員も勉強するし行政職員も一緒に勉強するし、市民の皆さんも来ていただいて一緒に研修会を行いました。その後で、定数問題についての議論も市民と一緒に行いました。そのスタンスを常にとり続けてまいりました。私どもは100条委員会を設置したことがあります。1992年です。その100条委員会で初めて委員会の公開を行いました。それまで委員会は公聴さえもできませんでした。公開されていたのは本会議だけです。それ以外の会議はブラックボックスで、議会不信に拍車をかけるだけと言ってもいいのではないかと思います。住民との対話を繰り返し行って来ました。小学校区別の懇談会、各種団体別の懇談会、学生議会、あるいは意見交換会、各種パブリックコメント、住民アンケート、そういう中で出された意見には、かなり厳しい住民の皆さんの意見もありましたが、政務調査費も報酬も引き上げてもいい、ただしきちんと仕事をしてくれるのなら引き上げてもいい、定数削減するよりも市民の意見を市政に反映してほしい、そういう意見も出るようになりました。

もう一つは議会基本条例に基づく議会活動をどう進めるかということ。議会基本条例でも一問一答、反問権、政策立案能力の向上とか、政策討論会とかさまざま決めているのですが、目標を先に決めてそれにどのようにしていくのかということで、現在四苦八苦しているというのが現状です。議会基本条例にある項目が今できているわけではありません。反問権にしても、常任委員会の活動にしても、公聴会の参考人制度や専門的知見の活用、議決事項の追加にしても不十分な点がたくさんあります。これからはこうした議会基本条例に基づく活動を、議会基本条例にどれだけ今の議会運営・議会活動を近づけていくのかということが課題になってまいります。

詳しい内容については後ほどお話をさせていただくとして、私の報告は終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

廣瀬教授；

ありがとうございました。

定数、報酬、さらに政務調査費についても削減方向で見直しという要望が出された。それを減らすとことに、頭を下げて風が通るのを待つ、数の上で若干減らすということでその場を終わるのではなくて、むしろ議会は、ならばどのように仕事をしていかなければいけないかを住民の皆さんとの対話を機転としながら基本条例の運用を展開されるというお話でした。

しっかりと仕事をしてくれるのなら、人数にしても報酬にしても出していく、という意見も今では出るようになってきているということは、一つのあるべき姿が見えてきたのかと思って伺いました。

次に、奈良県内の町村議会として初めて議会基本条例を制定されたのが平群町議会で、本日は下中議長に来ていただいています。

町村議会ということで住民との距離の近さもありますが、逆にいうと24時間住民の皆さんの中におられるので、逆に議会に対する住民の目も厳しいのではないかと思います。

その中で議会報告会や議会懇談会など住民との対話も含めて改革にとりくんでおられると伺っております。では下中議長より平群町議会の取組についてご紹介いただければと思います。よろしく申し上げます。

下中議長；

平群町議会の下中でございます。よろしく申し上げます。

先ほど、三重県議会、天理市議会からいろいろお話ありまして、資料もございませぬが、私どもは資料がございませぬので、私の方からこの間の議会の取組についての、我々議員としての取組の一端を述べたいと思います。先ほど、廣瀬先生のお話にありましたように、議会は何をしているのか見えてこないというのが事の発端であろうかと思います。特に理事者側、執行側、我々にとっては町長でございます。町長が一人で全面的に出ますのでよく見えます。議員は現在12名ですが、数は多いですが、住民の方には見えないというのが、私達が抱えている課題です。これを何とか議会もやっているのだというところで改革に取り組んだところです。

まず、始めに、前の統一地方選、平成19年の改選の頃から一番動きが活発にな

ってきたかなと感じております。前の4年間にいろいろありまして、改革に取り組んだ4年間であったかと思えます。その中で私達議員が何をやっているのかが、一番に身近に感じる「議会だより」に載せていこうと、これが平成19年の9月定例会から始まりました。

議会だよりが数多くなるとか、まとめるのが大変だとかありましたが、議会が能動的にやっていく、まず手始めとして議会だよりに一般質問を掲載しはじめました。これは、一般質問を行った各議員が校正するというようになっております。

そして、一番よく言われているのが、可か否か態度表明するこの部分も何とか皆さんにお知らせしよう、結果的には全会一致、全会承認、賛成多数ということであがってきますが、一議員が議案に賛成した、反対したという、その賛否の議事結果を平成21年9月の定例会より載せるようになりました。

こうして、一般質問、賛否について公表していくという一つの前進があったわけです。

今、一番よく言われておりまして、栗山町議会で制定された議会基本条例についても、平群町議会でやっていこうと、前議長の馬本議員に力を注いでいただきました。それについては議員の中にも意見がありました。今申し上げますと、かなり時間がかかります。強い思い入れの中で私達議員がきちとした形で制度を作って、住民に向かっていること、平成21年3月定例会で特別委員会を設置いたしました。月1回か2回のペースで開催し、あくる年の平成22年3月定例会で制定ということまでいきました。

この間、私も改革委員会のメンバーでありまして、「なんでこんなしんどいことせんなんの。」とか、「なぜこんなことをしなければ議会でやっていけないのか。」という思いもありました。けれどもそれが回を重ねますと、私達で作っていく私達のものだと思いが強くなり、4、5回もすると全員に意見を聞く機会を作る、機会を通じていろんな話を聞く、先進地の視察も行きました。特にはじめに議員全員が共通意識を持つ、一人だけが作っているというのではなく全員が共通意識を持って議会のために作っていく、そうした出発点が大事だと思います。

そのため視察に行き、勉強もいたしました。原案が出来上がりつつありましたが、どうやって運用されているのか伺いたく、原案が成立する時に近くの大阪府の熊取町に参りました。議会基本条例でよく言われている議会報告会をどうやってやるのかということで実際に現場に行きました。午後6時か7時頃、ある公民館へ議員が出向いて2時間ぐらいやっているという姿に接しました。こうして住民との距離を近くして私達の思いを聞いていただく、説明責任を果たしていく、また、住民の方からも、「こういうことがある。」「これはどうなっていますか?」と問い合わせ

があり、そういうことが間近に見える議会報告会を見学しました。この報告会が平群町の議会基本条例にもあれば良いということで、平成22年3月に議会基本条例制定の際、制度になりました。

この間、各地の事例も参考にし、いろいろな所へ議会として、委員会として、正副議長とで視察にも行っていただき、学んできて条例を作り上げることができました。私達町議会では専門的な法制局がございませんので、それが一番難しいところでありましたけれど、なんとかできあがりました。

それから2年経ち、議会報告会も2回開催させていただきました。報告会は年1回するということで、現在は9月定例会が終わり、決算状況をもとに、住民の方に町としてはこういう行政になる、こういう決算であるという報告と、その時点の議案の説明と言うことで開催しております。

私達が思っていたように、たくさんの人が見えられるというより、はじめは20人、そして40人から50人と増えてきました。ただ、それでも一人の方でも来ていただくというのが一番私達議会としてはやっていかなければならないことだと思います。それに望むときの私達の姿勢、見識が住民の皆さまの心を打つのだと私は思っています。

今後はそういうことを心がけて、議会基本条例の求めているものに突き進んでいきたいと考えているところです。

次なるステップも考えておりますが、それについては、後段の方でお話させていただきます。ありがとうございます。

廣瀬教授；

ありがとうございました。

議会だよりに一般質問を載せると言うところからスタートしていった平成19年の改選から4年間の取り組みの中で、平成22年の3月に議会改革基本条例に至られたとのことでした。議会だよりは拝見しましたが、町村議会のしっかり充実した議会だよりを作っておられるところは、何が起こったか形式的に書いてあるような大きい市の議会だよりとはかなり質的にも違う充実した内容を持っておられます。先ほどご紹介した、議会改革のトップランナーであった栗山町もそういう議会だよりですけれども、平群町の議会だよりもわかりやすく論点が伝えられていて、個々の議員の賛否もしっかりと載っていますし、ページ数もあった内容だと拝見しているところでございます。

事務局に法制機能がないというのは町村議会の宿命でございまして、議会事務局の人数が都道府県議会と桁が違うわけですが、その中で自前でもがんばるということ

の一種の取組方の主体性の違いというのが町村議会ならではの当事者感覚であると思っただけでございました。

次に主催者の奈良県議会でございますが、奈良県議会では1年5ヶ月前に県議会基本条例を大仏殿で会議を開催し議決されました。その時の検討委員長で、現在は議会改革推進会議の座長という立場で上田議員にご登壇いただいております。

県議会の改革のとりくみにつきましてよろしく申し上げます。

上田議員；

改めまして、県議会上田悟でございます。

本日は39市町村それぞれの議会議員の方にご参加いただいております。私は主催者側の1人でもありますので、まずお礼を申し上げるとともに、共に実のある今日のシンポジウムでありたいという思いを述べさせていただきたいと思っております。

廣瀬先生のコーディネートのもと、4人ここに座らせてもらって、議会基本条例が出来た順に座っております。三重県議会が平成18年12月、天理市議会が平成21年6月、平群町議会が平成22年3月、私ども奈良県議会が平成22年11月、議会基本条例の制定順に座っているなと思っております。それぞれ、ここをスタートとして、条例制定をスタートとして、議会改革に取り組んでいることが共通項だと思います。まさに今、現在進行形で議会改革に取り組むというのがそれぞれの市町村全て、議会も同じ思いを持って、同じ悩みを持ちながら推移していると思っております。奈良県議会が基本条例を作ろうという思いに至ったきっかけの話を少しさせていただきます。

全国47都道府県で三重県議会が、一番に、先駆的に、平成18年に条例制定をなさった。ああ、隣の県がすごい取組をなさっているな、大いに見習わなくてはならないな、私どもも一生懸命やろうよ、というような思いを議員それぞれが胸の内には持っておりました。まして、国の政治、地方の政治、国民の手からどんどん離れていくという政治不信とまで言われるようなありさま、国の政治の役割そしてまた地方の政治の役割をどう見つめるべきなのか、ましてやそういう中で私たち地方議会はどうあるべきなのか、それに関わる議員は何をなすべきなのか、これみんなそれぞれ毎日自問自答繰り返していると思うのです。そういう中で、じゃあ、基本条例やってみようよということになりました。先程、三重県議会の場合は強いリーダーシップできっかけがあってそこからスタートしたというお話がございました。奈良県議会はベテランの議員が大きな目で期数の当選回数の浅い議員にお前ら頑張れと背中を押していただいて、いわゆる2回当選、3回当選の議員を中心として、条例制定しようという機運が高まった。スタートのコンセプトはちょっと違うかと

思うのですけれども、若いもの頑張れというようにベテランの先生方が大きな懐で見守ってくれてスタートが切れたということが、きっかけだったと振り返っています。

そこで主催者、国中議長の挨拶の中にありましたように、たまたま平成22年の12月というのが奈良県議会にとっては、地方自治法制定以来、通算定例県議会300回を迎えるという大変ミレニアムなタイミングでした。時に奈良県は平城遷都1300年の記念事業で一年中大いに賑やかな年でありました。その平成22年12月県議会が300回定例会だということで古い縁を持ちまして、議会棟から出まして東大寺大仏殿の回廊で議会を開くこともしました。

そのタイミングで何か出来るのであればということで、その定例会で条例制定を目指すことになりました。10カ月前から取組を始めました。10カ月前からはじめて相当な議論を重ねました。私はこの期間がものすごく有意義だったなと振り返っているのです。時に13名の構成で検討委員会を立ち上げたのですけれども、県議会は会派政治をやっています。会派の代表の皆さんに出ていただいて13名の構成で検討委員会を立ち上げ、10カ月議論を重ねました。この時の積み重ねが、私は議会改革の歩みそのものだったのではないかな、スタートとして、振り返っています。といいますのは、皆さん方よくわかっておられると思うのですけれども、議会と言ったら理事者提案の議案を議員が可か非かというやわゆる審議をするというのに重きを置いているのが中身であります。議員間で議論をして、討議をして、積み重ねて何かを結論を見出していくということが、案外少ないのが議会内の動きではないでしょうか。理事対議会はやっていますけれども、議員間討議というのがどうもおろそかではないかと感じていました。そこで重点的にやろうということで、13人の検討委員会の委員がそれぞれの主義、信条、主張、違う意見もありますけれども、全て出し合って全てテーブルの上に乗せ合って、それを数の上で決着をつけるのではなく、出来るだけ相互理解を重ねた上で結論を見出していこうという取組をしてきました。これが手前味噌みたいな言い方になるのですけれども、よくやったなというところと逆に時間がかかった、大変な取組方をしたものだとも思うのですけれども、数の力で結論を見出すということを出来るだけ避けるように心がけていったというのが条例制定のプロセスでした。

そこで県議会第300回定例会で条例が制定されました。さあ、仏作って魂入れずではいけない。条例制定がすなわち議会改革のスタート地点、先程廣瀬先生の基調講演でもありましたようにそこがスタート地点だということで、即座にその条例を制定した検討委員会は制定と同時に一定の役割を終え、その13名がそのままスライドして議会改革推進会議なるものに位置付けました。もう12月からスタートし

ました。時に後4カ月で選挙の時だったのです。選挙改選後でもいいのではないかという話があったのですけれども、すぐにスタートしようと議会改革推進会議を立ち上げ、今日までずっと月1回会議を重ねさせていただいています。その細かなものとか、また条例の趣旨、目的などは資料で後ほど、また見ていただいたらいいかと思うのですけれども、まず、ここまでくるのに振り返ってみて言えることは議員が非常によく勉強した、今まで勉強していなかったのかということになるのですけれどもよく勉強したと言うことと、もう一つは議会事務局の職員がよく頑張ってくれたということです。必ずここを言いたいのですけれども、議会事務局の職員も共に資質を高めたということをお願いしたいと思います。

そして課題はたくさんあります。今まさに緒に就いたところです。これからが議会改革、今スタートを切るところなのですけれども、出来るところから一つ一つすぐにでもやろうと、ただし、長期的にかかるものもあります。例えば、県会議員の選挙区の見直しでありますとか、定数の問題、議員報酬とかいう議員の身分そのものに関わるものも、議会改革推進会議のテーマの一つとして取り上げておるのですけれども、これは長期的な論議が必要です。しかし、出来ることからやっという取組が今日までのスタイルです。ただ苦労話は先程申しましたように数で決着をつけたくない、結論を見出さたくない、という思いで時間をかけて丁寧に、丁寧に議論を重ねて、それぞれの委員のディスカッションの中で相互理解を積み重ねながら、積み上げていったと、ここが一つの苦労だったのかなと思います。なお、今後については後段でお話をさせていただきますけれども、ここからの苦労が相当あるだろうなということには想像しております。まずご報告申し上げたいと思います。

廣瀬教授；

ありがとうございました。数で決めないということですが、もちろん最終的に意思決定というのは民主主義では、最後は多数決なのですが、最後が多数決だからと言って、中途をとばして数の上で決着がついているとやったら本物ではない。最大限の努力をして議論の中で決着点を見出すのが原則であり、その上でなお最後の決着をつける時に多数決が残っているということなのかなと思います。そこに時間をかけながら丁寧におやりになったということなのです。具体的な活動に移れば移るほどこれから先いろいろな苦労は続いていくと思いますが、その姿勢そのものが住民の皆さんに伝わるという部分があるのではないかと、真剣勝負で仕事をしているかどうか先ほどの下中議長のお話にもありましたが、どういう姿勢で臨んでいるのか、それは案外伝わるもので、そこでしっかりと仕事ぶりをみていただかなければならないという覚悟でおやりになっているということでした。それがそれぞれの広

域の自治体議会、市議会、町村議会、それぞれの規模に応じて若干の感覚の違いはあるかもしれませんが、そういう共通する要素もあると思いついて伺っていました。

さて、もう既に相当いくつもの論点として出ているわけですが、やはり住民の皆さんとの関係なくして議会というものはない。住民の代表であるから、そもそも議決権がそれぞれの議員に委ねられていて、先ほど申したとおり、どんなすぐれた首長でも、首長の独断でそれがいいわけではなく、住民との対話の中で合議をすることが大事だと申し上げました。そのための公式の制度というのはいろいろあるわけです。公聴会とは、議会が意思決定しようとしている議案に、公募して手を挙げた人を指名し委員会室に来て意見を言い、疑問があれば質疑し、そこで述べてもらったことも踏まえて議会として意思決定するというのが公聴会という議会への市民参加です。これは地方自治法ができた時から想定されていて存在している制度なのですが使い勝手がよろしくなくあまり使われていないということです。使い勝手云々と言わずもっと積極的に使うべきだとは思いますが、選挙に通った上で、政策についても勉強しながら執行機関の職員と質疑をしながら議員を前にして、議会の中の委員会室というフォーマルな場で、さあ議員に向けてあなたの言いたいことを言ってくださいと言われても、市民の中にはこういうことを言える方もいっぱいいらっしゃるのですが、そういうのが得意な人ばかりではないわけです。でも、得意でない人の意見を聞かなくていいわけではない。とすればもっと多様な形で住民の意見を吸い上げる、受け止めるチャンネルを用意した上で、住民意思の裏付けをもって委員が議論をもって決着をつける。だから議会の議論には権威があり、議会の判断は重んじなければいけない、そういう回路を議員さんが思っているだけでは足りなくて、住民がそれを実感しているという構図の中で、議会を作った時の、議会の本当の意味での権威や「県議会議員だから俺は偉いねん。」というのではなくて、住民の代表として責任をもって仕事をしているから、「この人の言うことをちゃんと聞かないと。」という意味での権威が確立されるのではないかと思うのです。

そういうものに向けてのいろいろな取組が最近特に市町村、基礎自治体の議会でも議会の改革に取り組まれる時によく使われるようになりました。議会報告会とか住民との意見交換会等の身近な場所での直接の議会と住民との対話、それ以外にもいろいろな取組があります。パブリックコメントを議会がやるとか、アンケート調査をすることでさまざまな住民の方との対話の場があると思うのですが、まずは市町村、基礎自治体の立場から広域自治体があってもっと身近な基礎自治体があるということですから、住民との距離はもともと市町村の方が近いわけですので、まず市町村

の議会でどういうふうにおやりになっていて、どこにご苦労があつて、どういう点で成果を実感されているか、あるいはその点でこれからさらにどのように展開していこうと狙っておられるのか、そのあたりを天理市議会荻原議員からお願いしたいと思います。

荻原議員；

市議会に対するアンケート調査をこの間やってまいりました。平成20年6月回収数は1,037通で回収率は34.8%でした。その中に、市議会に関心がありますというのが78%でした。しかし、ここは問題なのですが、市議会を評価するというのが27%、評価しない、わからないが73%でした。市民の声が反映されていると思うかという質問に対しては、思うという方が21%、思わない、わからないが79%でした。議会改革が必要かという質問には、必要というのが62%でした。関心のある方が8割近くということで、ここは住民は議会を見捨ててないなと思うのですが、しかし、反映されていると思うか議会を評価しますかという問には低い評価しか出ていないということで、こうした問題が実際ギャップとしてあるわけですから、やっぱり住民参加をこれからどのように行っていくかというのが私達のこれからの課題だと思います。

夜間議会も2回やったことがあります。しかし、傍聴者数は2～3名でした。普段の議会の傍聴者数もだいたい一桁台です。ゼロ人という日もかなり多いわけです。そういう状況の中で関心があるけれどなかなか議会に近づきがたいというのが現状ではないかなと思いますので、その点を制度として、住民参加を制度化していく必要があるのかと思います。本会議場では事前通告制だとかさまざまな決まりがあつて、住民が気軽に出て発言するわけにはいきませんが、しかし、委員会というのは禁止されていない限り、私は自由に委員会で住民の皆さんが発言できると思っています。あとはそれぞれの議会で条例規則を作って制度として決めればいいことだと思いますので、やっぱり委員会の活動が住民参加の要だと思っています。議会基本条例でも委員会が住民団体あるいは住民と対話、懇談会を行っていくことが決められています、まだ実行に移されたことはありませんが、それもこれからの課題として行っていく必要があるのではないかと思います。

これも委員会が議案提案できるようになりましたから、議会が政策立案能力を高めていくためにも住民との対話は欠かせないと思います。

廣瀬教授；

ありがとうございます。

夜間議会はやってみられたものの、普段よりも傍聴に来やすいように特にお勤めの方も参加できるようにと特に夜間にやられるわけなのですが、残念ながらそれならば増えるだろうかという、少なくとも、すぐに増えるという状況にはおそらく多くの自治体でも、数百の自治体で夜間休日議会という例があるのですが、どこでもそんなに傍聴者が増えない、それをどう変えていくのかが問われていると思います。

他方で委員会はもっと自由に発言できていいのではないかというご発言がありました。市町村の議会の中では、休憩というスタイルを取るのですが、委員会の途中で少し傍聴者の意見を聴いてみようというタイミングが来ると委員在席のまま暫時休憩をとります。休憩中ですが、今の議論を聞いていてどうですか、ということを行なされている議会があるのです。休憩中で形式的に言えば雑談ですので何をやっていただいても、もちろん何の問題もありません。休憩中の対話でももちろん役に立つ情報、踏まえるべき貴重な意見が出てくればその後フォーマルな審議の中で活かしていただいたら良いので、そういうやり方をざっくばらんに工夫する余地はあるのではないかと伺いました。

平群町議会下中議長いかがでしょうか。構え方を、望む姿勢を住民はみておられるという発言が先ほどございました。

下中議長；

廣瀬先生からいろいろ言われまして、厳しい態度で臨まなければいけないと思った次第です。その間、報告会もございましたが、懇談会も数回重ねまして、懇談会が多い時も少ない時もありましたが、1回でも「聞きたい。開いてくれ。」と言われる方が来られることが一番私達の待っているところです。また、条例の中では積極的にそういう方にも呼びかけて、議会と話をしようということも決めておりまして、今後とも増やして行きたいと考えているところでございます。

一番今取り組んでいこうとしているのは、議会の中で最高が国会でありまして国会が一番テレビで映っております。本日講演された内容も奈良テレビで放映されています。一番住民に近い我々が、一番そういう映像には映っておりません。それで我々もそういう面で議会とはこういうものであると、積極的に知らしめていく、我々の発言も含めいろいろな態度も含めて知らしていこうということで、最終的にはテレビになるか、インターネットになるか、これは別といたしまして、そういう方向で改革委員会を中心に取り組んでいる最中でありまして、こうするのだというところまではなりませんけれども、今日三重県の中嶋先生がお見えですけれども、先日鳥羽市へ視察に参りました。人口規模は我々と変わりませんが、地域はかなり広いと聞いておりまして積極的にされている。特にその中でも議会報告会についてもい

ろいろお話を聞きました。我々と違ってかなりの回数をされているとお聞きしまして、びっくりしたところで、我々ももう一度力を入れ直して、しなければならないと痛感したところでございます。

いずれに致しましても、我々議会として動くんだ、動く議会でありたいと積極的に住民の方とお話をして、その中からいいものを作り上げて、ただ町長提案をコピーするのではなく、我々が政策提案をして作り上げていくという自負に燃えて、今後とも議会における改革に取り組んでいく覚悟であります。

廣瀬教授；

ありがとうございました。国会は議会に映っている。市町村議会がもっとも身近な議会であるとよく教科書的には言うのですが、本当にそうかと言われると、議場で議論しているところを思い浮かべられる議会がどこであるかというのと大体国会ですよね。定例会中、予算委員会の質疑となりますと、NHKで朝から夕方まで放映していますから、テレビのニュースにも出ていますから、国会がどう議論しているかというのは熱心にみる人とそうでない人がいるかもしれませんが、なんとなくは大抵の人が思い浮かぶのです。市町村議会はどうかというのと傍聴に行ったことがある方はそんなに市民の中では多数ではないですね。ケーブルテレビやインターネットを通しての中継は広がってきていますが、それが何万人という人に見てもらっているかというのと、それが100万人都市でもありえないです。360万人の横浜市でネット中継をやると数百人ご覧になるのです。これが現実です。1万分の1とそれぐらいの比率なのです。この数百人はインターネットでわざわざ見に行く人だから関心をもっているし熱心に見ておられる。朝、情報番組を見ようとしたらNHKでたまたま国会がでてきたというのも含めて、何百万人の人が国会を見ているのとは質は違うのですが、身近かどうかということについては確かに難しい面もある。それを平群町議会では、積極的な議会からも情報発信や少数の方であっても懇談させてくれと言うご要望があったら積極的に答えていくことを通して、それを打開しようということで、非常に参考になる方法をご教授いただいたと思います。

他方で、中2階という言い方たいへん失礼な言い方になるのですが、都道府県に対してそういう言い方をすることがあります。つまり、最も身近な自治体である市町村は生活に密着した公共サービスを行う。国政はいろいろな制度として我々に身近なサービスを行う。例えば、国政で決まっているから小学校は6年、中学校で3年、高等学校で3年。これは県が替わろうと市町村が替わろうと同じである。公的介護保険があって、介護を受けようと思ったら基本的には一定の年齢になったら皆がこの保険の加入者になるというのも国政です。

国と市町村との間にあって、県の中の広域的な課題や調整の課題を重点に仕事されているのは県ですが、これはたいへん住民から見えにくいのです。これは議会だけではなく、県政そのものが見えにくい構造を持っているのです。そこにかかわる議会としての難しさというのが、特に住民の皆さんとの関係、持っている課題の身近さということでかなり難しいのが都道府県議会ではないかと思います。

上田議員から議会基本条例の順番に着席されていると紹介がありましたけれども、その意味で言うと、既に2006年12月に制定されて5年以上運用されているのが三重県議会です。その5年のご経験を踏まえて、三重県議会ではどんな壁に、率直に言って県民との会話について言うと、いろいろ試行錯誤されてやり方を変えておられ、苦勞されていると思うのですが、まずはそういうことをご紹介いただいた上で、それらも踏まえて奈良県議会としての戦略はこれからどうなのだと、いうことを地元として伺いたいと思います。

中嶋議員よろしく願いいたします。

中嶋議員；

今、廣瀬先生がおっしゃっておられたように県政は住民から遠い。個人の議員としてそれぞれが自分の選挙区で県政報告会をやっているのですが、その時出てくる皆さんからのお声というのは国政のことであったり、市町村行政のことであったりがほとんどで、県政ストレートなものというのはほとんどございませんし、特に最近地方分権が進む中で、権限移譲という名の下で、市町村の皆さんのお仕事はどんどん増えていまして、そういう意味で県議会の存在意義というのが問われている中で、我々としてもどういう形で県民の皆さんとの直接的な対応をしていくかが本当に悩みの種でございます。

実際に取り組んでいる中身としては資料2の方で1頁の一番下の方に「みえ・現場 de 県議会」というのをやらせてもらっているのですが、これはテーマをこちらから決めて、ご興味のある方は是非来てください、そういう中で広聴広報会議の議員を中心にお話し合いをする。そこでいろいろなディスカッションをして、そこで出た意見というものを各常任委員会の委員長に、こんな意見が「現場 de 県議会」で出ましたと、これについてまた委員会として執行部に提案したらどうですか、という形で反映させていく取組を今始めております。

ただ、やりました、お話聴きました、また委員会で執行部のお話聴きました、そのフィードバックがどうなのだ、というところがまだまだ出来てないこともありますし、平成22年度、23年度それぞれ2つのテーマでやらせていただいておりますが、たった2テーマだけです。数においてまだまだ足りないという問題もあります。

そういう中で、住民の最も身近な市町村議会の皆さんと県議会との意見交換の場を持つ、これも大事だということで実は住民の皆さんとの直接意見交換の前に市町村議会の皆さんとの意見交換もさせていただいております。資料2の4ページ、「4. 分権時代を切り開く交流連携（2）市町議会との交流連携会議」ということでやらせてもらっているのですが、例えば地域医療対策について、「さまざまな観点からお互い議会という立場で議論しましょう。」ということでやってみたものの、実際のところ陳情合戦というか、知事に対する要望をいかに伝えてくれ、国に対する要望をいかに伝えてくれ、という陳情を受ける場になってしまったという反省がありました。ということで、次の時は県議会からはこういうテーマ、市町議会からはこういうテーマ、ということでお互いにテーマを出し合って陳情合戦にならないようにしようと思ったのですが、最後はですね、観光振興について所属の委員長さんはどう考えているのだ、というような陳情というか糾弾に近い形になってしまい、うまくいかなかった。

今回3回目については、東日本大震災という大きな自然災害を受けて防災をテーマに、私どもは全29市町あるのですが、29市町の議長さん、副議長さん防災関係の常任委員長さん、県議会の方も議長、副議長、議会改革推進会議の役員のメンバー、防災の関係の委員会のメンバーが一堂に会して、その防災に関するテーマでご講演をいただき、参加者同士で議論をするというのを2月にさせていただきました。

今後は県内を複数のブロックに分け、複数の市町と県議会の方で、その防災というテーマをもとに、ブロック会議を、それぞれの防災に対する取組というものを、意見交換し合って政策提言していこうということを考えているのですが、じゃあ金の出どころどうするの、誰が事務的なことやるのとか、実際そういうところでつまづいています。天理市の荻原先生がおっしゃられたように、私が委員長をさせてもらった委員会では、いわゆる利害関係者の方と委員会の県内調査の際に意見交換もやってきたのですが、もっともっと気軽に県民の皆さんが県政に関する意見をいただくような場面を作らなければならない、と感じているところです。

三重県議会としてはこういう取組で悩んでいるところです。

廣瀬教授；

ありがとうございます。具体的にやればやるほど難しさも発見されるというように伺いました。では、奈良県議会として今後の取組について上田議員よろしくおねがいします。

上田議員；

相当長時間になっており、最後までお付き合いしていただいていることに感謝申し上げます。今後の取組、議会として、議員としてどういう立ち振る舞いをするのかという中で、県民、住民との関わり方ですね、やはり広報、公聴、両方ですね、意見徴収、そしてお知らせ両面の取組これが一番大切なことと思います。それによって県民との信頼関係の回復が図っていけると信じる者であります。

そういう中でまだ奈良県議会は議会報告会を開催しておりません。今後やっぴこうという取組、これを検討テーマとして今取り組んでいるところですが、想像できるのが先進事例の皆さん方のご経験があるのでご存知だと思いますが、議会から地元へ出向いて行って報告会をすると報告会どころか陳情・要望合戦の会になってしまう。もうそこへ行ったら必ず注文を受けて帰らないといけないということに終始してしまう、これはありうる話だと思います。それも議員としては情報収集のネタでありますので、これも必要なのかなと思います。それと、県議会と市町村議会との関わり、今回のシンポジウムは県議会として初めての取組でありますけれども、このようなことをこれから重ねていくことによってもっと県議会と奈良県下39市町村議会との連携を密にしていかなければならないと感じているところです。意見書一つ国に上げるにしても、それぞれの市町村から上がってくるものを統合した形で整合性を持たせて県議会でもまとめていくという取組も必要、そのようなことのディスカッションも必要と感じるのです。

今振り返ってみますと、各政党に所属なさっている地方議員の方々、市町村議員と県会議員との普段の交流というのは大いにお持ちだろうと思うのです。例えば、共産党、公明党、自民党、民主党とそれぞれの政党のスタンスではつながりを密にされて情報交換をなさっていると思うのですが、議会同士のお付き合いというのは、もう少ししなければならないというのがこれから先の課題だと思っています。

実は奈良県議会では昨年の統一地方選挙後の改選で、常任委員会と特別委員会のあり方を見直しました。そこで新たに作った特別委員会に広域行政調査特別委員会を設置しました。この広域行政調査特別委員会というのは奈良県と例えば三重県、例えば京都府、大阪府というこの広域のことも検討しますが、奈良県と奈良県下の市町村との連携、これも調査研究するという意味での広域行政調査特別委員会を設置しまして2年間を目途として設置しているのですが、今ちょうど中間地点に来ているところです。今後市町村とのお付き合いを県議会として図っていかねばならない、そのように感じています。

廣瀬教授；

ありがとうございました。この場も県議会と市町村議会との交流の一つの形になっているということでしょうかと思います。また、県内の広域の連携、それから県外も含めて広域連携、こういうテーマ立てをされて特別委員会をたてておられる、そういう中で特に県内の広域連携ということであれば、県内の市町村との関係も大切になってくると思います。

また、議会の改革のフォーラムのような場も、議会の側で主催をしていく動きと市民の側から主催していく動きと、県内でも同時多発的に出てきておりました、宣伝をさせていただきたいのですが、明日の午後は奈良市の文化会館で議会改革のフォーラムがごございます。私も出るのですけれども。こちらは市民主導で、市民の側から、もっと議会に、もっと市民の方を向いて改革をしてほしいというフォーラムです。こういうようなことがいろいろと展開されていく中で、市町村と都道府県と市民、市民であり市町村民であり、また県民である住民の皆さん、そういう中での積極的な双方向の動きがあった上で、それが結果的に議会でいい意思決定ができていく関係というふうに展開されていくことが期待されているとすることができると思います。目指すべきところはシンプルなのですが、具体論としてはいろいろといろんなところで試行錯誤がこれからも続いていくのだと思いますが、これに議員として市民として粘り強く関わっていくということが、いずれ奈良がいい町になっていくということに繋がるのではないだろうか、ということをご期待するところでございます。

さて予定時間いっぱいまでできてしまいました。一旦、井岡議員に司会を戻しまして、この後の進行を委ねたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

司会（井岡議員）；

どうもありがとうございました。本日のテーマに関して壇上の皆さまへの質問を若干お受けしたいと思っております。事務局よりマイクをお持ちします。挙手の上お願いします。

参加者；

桜井市議会の工藤将之と申します。貴重なお話を聞かせていただき誠にありがとうございます。

我々は今、協議会を立ち上げたところでございまして、大変参考になっています。

一点伺いたいののですが、報酬にどうしても目が向きがちなのですが、政務調査費の減額と言うのがどうしても付きまとっているように思うのですが、これは逆に返せば仕事量を自ら減らしているようにも捉えかねないと思うのです。廣瀬先生に伺

いたいのですが、全国的な動きとか、それに特化したご意見がありましたらぜひ教えていただきたい。

廣瀬教授；

これは世論の動きと制度改正の動きと二重に今動いている。世論の方からはなかなか厳しいです。市民オンブズマンの政務調査費の中の最近では透明性が高まったことによりまして、この用途はおかしい、この使い道は違うだろうという返還を求める訴訟がたくさん出ていまして、また、裁判所も細かく法解釈をして、このたとえば市政だよりみたいなものを出されると、顔写真と挨拶分を按分で除きなさいと。これは判例から出てきた話なのですが、そういう形での非常に細かいチェックが入るようになりました。他方、本来議員がなすべき調査活動についての分析、こういったことの必要経費を議会活動の下支えとして必要経費の保障に必要な額がちゃんと確保されるべきであると思っています。これは自治法100条に入っているのです。「調査に資するため」という条文なのです。そこから裁判所はそういうふうに解釈している。

幅広い議員活動を、幅広く支援する形になっていないことが一つの問題点でありまして、そこをどう変えていくかというのが、恐らくこの通常国会で提出中の地方自治法改正の中に議長会等からの要望を受けうけて、議員提案で政務調査費の条項の若干の修正が提案されていくべく調整中でございます。

今、三重県議会の議長さんが都道府県議長会の会長でありまして、そういうふうな働きかけに汗をかいておられるところですが、実は今週与党の総務の部会でレクチャーをしてまいり、だいたい論点をお伝えできたと思っています。その方向で自公民の三党は概ね一致はできていると思いますが、26日を受けて政治情勢によってよくわからないということが正直なところではあります。

一番の問題は議員にどんな活動をしてほしいか、イメージのレベルで住民の方の支持を得ること、それに対してこういう議員の活動は必要なのだから、それはやはり必要な公務としてやってもらう以上、必要な経費は税から支給してしかるべきだと考えていただける市民の方を一人でも増やしていかないと制度をいじっても逆風はなかなかおさまらない。それは議員の仕事を通じて、こういう仕事をしているから必要な経費もあります、そういう活動を議員の皆さんがそれぞれの現場で展開されることが問われることにつきますのであらうと思っています。

司会（井岡議員）；

他に質問がないようでしたら、これで終了いたします。長時間ありがとうございます

ました。今後もこういう機会を設けたいと考えます。本日はありがとうございました。